

# 豊川市観光デジタルサイネージ広告付き総合案内地図板設置事業に係る プロポーザル実施要領

この要領は、豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業の実施にあたり、プロポーザル方式により受託候補者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

## 1 業務概要

- (1) 業務名 豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業
- (2) 業務目的 本市の観光情報及び市政情報を迅速かつ効果的に発信するためのツールとして、JR飯田線豊川駅東西自由通路にデジタルサイネージを設置し、日本三大稻荷の一つとされる豊川稻荷等への来訪者に、市内の観光情報を視覚的に提供することで、市内観光地周遊への誘導促進に繋げることを目的とする。
- (3) 業務内容 別紙「豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業に係る仕様書」のとおり
- (4) 業務場所 JR 豊川駅東西自由通路
- (5) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで  
※設置は令和 8 年 10 月 31 日までに、既存設置物の撤去、本業務で必要となる機器の設置及び運用試験等を実施すること。
- (6) 予算概要 豊川市の費用負担は無いものとする。事業の実施に係る全ての費用は設置事業者の負担とする。

## 2 プロポーザル方式

- (1) 実施方法は、豊川市プロポーザル方式実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 2 条第 2 号及び第 3 条第 7 号による、公募型プロポーザル方式とする。
- (2) プロポーザル方式を実施する具体的な理由及び実施効果  
民間事業者のデザイン能力、企画力及び技術提案力を生かし、提出される提案書による業務内容の比較検討及び選定委員による採点が行われることにより、本市にふさわしい業者を決定することができるため。

## 3 参加資格

- (1) 「豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業に係る仕様書」に基づいた業務が能够すること。
- (2) 令和 6・7 年度の本市競争入札参加資格において、「(業務) 役務の提供等」のうち「(営業種目) その他の業務委託等、(取扱内容) その他」の資格を有していること。  
競争入札参加資格を有していない場合は、令和 8 年 2 月 16 日までに申請すること。令和 8・9 年度の競争入札参加資格について、令和 8 年 2 月 16 日までに申請すること。
- (3) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがな

- されていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 実施要綱第 19 条の契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。
- (9) 過去に広告付きデジタルサイネージ設置の実績があること。もしくはそれに類似する業務実績があること。

#### 4 提案書提出までの手続等

##### (1) 説明書の交付

- ① 交付期間 令和 8 年 1 月 30 日（金）から同年 2 月 12 日（木）まで  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（以下「執務時間中」という。）

##### ② 交付場所及び交付方法

豊川市産業環境部商工観光課において直接交付するもののほか、豊川市ホームページ上において掲載するものとする。なお、実施要領等の直接交付を希望する場合は、事前に豊川市産業環境部商工観光課まで電話連絡すること。

##### (2) 実施要領等に対する質問書の提出

- ① 受付期間 令和 8 年 1 月 30 日（金）から同年 2 月 6 日（金）まで

- ② 提出場所 豊川市産業環境部商工観光課

##### ③ 提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：[shoko@city.toyokawa.lg.jp](mailto:shoko@city.toyokawa.lg.jp)）

※様式は任意とするが、資料名・該当ページを明記したうえで、質問事項が明確にわかるようにすること。電子メール送信後は、電話にて提出した旨を商工観光課の担当まで連絡すること。（電話番号：0533-89-2140）

##### ④ 質問に対する回答方法

提出された全ての質問とその回答は、令和 8 年 2 月 10 日（火）までに電子メール及び本市ホームページに掲載するものとする。

##### (3) 参加表明書の提出

- ① 提出書類 別紙「参加表明書（様式第 3 号）」

- ② 提出期限 令和 8 年 2 月 12 日（木）午後 5 時 15 分必着

- ③ 提出先 豊川市産業環境部商工観光課

##### ④ 提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：[shoko@city.toyokawa.lg.jp](mailto:shoko@city.toyokawa.lg.jp)）

※PDF 形式で提出すること。電子メール送信後は、電話にて提出した旨を商工観光課の担当まで連絡すること。（電話番号：0533-89-2140）

##### (4) 提案書提出者の選定方法、選定基準及び選定概数等

- ① 選定方法 参加表明書（様式第 3 号）で提示された内容等により総合的に行う。

- ② 提案書提出者を選定するための基準

別紙「豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業に係るプロポーザル提案書提出者選定基準」による。

- ③ 選定する数 概ね 5 者

- ④ 選定結果

選定結果は、参加表明書の提出者に文書で通知する。なお、参加表明者からの選定結果に係る異議や質問等は受け付けない。

#### (5) 提案書の提出

##### ① 提出書類

提案書は、別紙「豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業に係る仕様書」及び「説明書 7. 受託候補者を特定するための評価基準及び評価方法」を踏まえ、簡潔明瞭に作成すること。

② 提出期限 令和8年3月16日（月）午後5時15分必着

③ 提出先 豊川市産業環境部商工観光課

④ 提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：[shoko@city.toyokawa.lg.jp](mailto:shoko@city.toyokawa.lg.jp)）

※PDF形式で提出すること。電子メール送信後は、電話にて提出した旨を商工観光課に連絡すること。（電話番号：0533-89-2140）なお、電子メールの受信可能容量は1通あたり約20MBのため、必要に応じてオンラインストレージサービスやCD-Rでの提出も可とするがデータサイズはなるべく小さくすること。

### 5 受託候補者の特定

#### (1) 受託候補者を特定するための評価方法及び評価基準

① 提出された提案書の内容等を評価基準に基づいて書類審査を行う。なお、下記日程において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。パソコンを使用してのプレゼンテーションも可とするが、プロジェクター※、スクリーン及び電源以外は提案書提出者で用意すること。

※プロジェクターへの出力は、HDMI形式とする。

ア 実施日

令和8年3月24日（火）30分程度（準備片付け及び質疑含む。）

イ 場所

豊川市役所 本庁舎 本22会議室

ウ 出席者

3名以内とし、発表者は受託時に市との調整を担当する者が行うこと。

エ プrezentation詳細

提案書提出後に提案書提出者へ連絡する。

② 受託候補者を特定するための評価基準は、別紙「豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業に係るプロポーザル提案書評価基準」とする。

#### (2) 受託候補者の特定及び特定結果の通知

① 受託候補者は、評価基準に基づく評価点の合計の最も高い者とする。

② 特定結果については、提案書提出者に文書で通知する。

③ 特定結果に対して異議を申し立てることはできない。

④ 特定結果に関する質問には回答をしない。

### 6 公募から受託候補者特定までのスケジュール

(1) 手続き開始の公表 令和8年1月30日（金）

(2) 質問書の提出期限 令和8年2月6日（金）

(3) 参加表明書の提出期限 令和8年2月12日（木）

(4) 提案書提出要請者の選定（選定委員会開催） 令和8年2月16日（月）

(5) 選定通知及び提案書提出要請書の送付 令和8年2月16日（月）

- (6) 提案書の提出期限 令和8年3月16日（月）
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施 令和8年3月24日（火）
- (8) 提案書の審査、受託候補者の特定（選定委員会開催）令和8年3月24日（火）
- (9) 特定結果の通知・公表 令和8年3月31日（火）

## 7 その他留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書、提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書または提案書は返却しない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書または提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 提案書に記載した予定技術者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (7) 提出された参加表明書、提案書及び審査結果について情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例（平成13年豊川市条例第4号）に基づき開示する。